

施設の見学、自然とのふれあい等の体験を通じて、自らが環境保全に取り組むことの必要性を認識し、都市生活における取組につなげていくことが重要です。こうした地域における各主体の取組は、地域のかけがえのない環境とあいまって「地域環境力」としてとらえることができます。この地域環境力を高めることが、今日求められています。

また、環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっています。暮らしの中では家庭が重要な役割を占めており、民間団体、事業者、行政等が家庭での取組を支援することが大切です。家庭では、夫婦の間や、祖父母、親、子、孫といった世代の間で、食事、買い物、遊び、役割分担を通じて、環境に配慮した暮らしの知恵を伝えることができます。家庭は、家族一人一人を通じて、地域社会、職場、学校等とそれぞれつながっているため、家庭で得た知恵や家庭の中の取組を地域社会、職場、学校等でいかすことができ、逆に、地域社会、職場、学校等において学んだ取組を、私たちの暮らしや生活文化に反映することができるとの視点を持って取り組む必要があります。

政府としては、家庭、職場、各種行事、民間活動等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、自発的な活動が、主体性をいかしながら自律的に社会経済や地域の中で定着していくよう、その環境づくりを進めます。

## ② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年(昭和47年)の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、「国際環境教育会議」の「ペオグラード憲章」(1975年(昭和50年))や「環境教育政府間会議」の「トピリシ勧告」(1977年(昭和52年))によってその内容が明確化されました。その中で、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示されました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。また、「環境と社会に関する国際会議」の「テサロニキ宣言」(1997年(平成9年))では、持続可能な社会づくりと環境教育が不可分であることが示されています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、行動に結びつくような人材を育てるという視点で行われることが必要です。環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

### ア 環境教育の目指す人間像

環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材をはぐくむことが大切です。環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指します。

こうした人材は、家庭や地域社会の一員としての責任を持って環境に配慮した生活や活動を進め、また、事業又は仕事として環境問題に積極的に取り組むことが期待されます。

### イ 環境教育の内容

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

#### ● 人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること

人間と環境との関わりに関するものとしては、例えば、大気、水、土壤、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙なバランスを保つことで、地域の環境が成り立ち、ひいては地球全体の環境が成り立っていること、人間が生きるために必要な水や食料の確保はもちろん、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があつて初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えることがあります。

人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方にについて理解すること等が挙げられます。

この両方を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができます。

#### ● 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

環境问题是、科学的に原因が追求され、対策が講じられます。環境教育も科学的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められます。

#### ● 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の生態にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

### ● いのちの大切さを学ぶこと

いのちの大切さを学ぶことも環境教育に期待されている大きな役割です。昨今、国内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られています。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。また、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にするようになることが必要です。

## 2. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

政府は、持続可能な社会の構築に向け、国民のあらゆる主体が環境保全活動に取り組んでいくために、1(2)で示した方向に施策を進めています。

環境保全の意欲の増進については、国民、民間団体、事業者等の自発的な取組が広がっています。しかしながら、環境保全活動に実際に参加する者は全般的にはまだ多くはないこと、地域における活動や政策提言を担う民間団体等の成長も十分ではないこと、事業者の取組においては大企業が中心で中小規模の事業者の取組が遅れていること等の問題を踏まえ、環境保全活動に参加する主体が増加し、取組の幅が広がっていくように施策を進めています。

政府は、環境保全に取り組む意欲を増進する上で必要な、人材、資金、情報等の確保といった課題に取り組み、環境保全活動がより進むような基盤を整備していきます。また、各主体と連携を図るとともに、効果的に支援を進めています。

環境教育の目指す方向性としては、持続可能な社会づくりのために行うものであるという認識の下、子どもから大人まで、いつでもどこでも、環境教育に参加できるようにする考えられます。

政府及び地方公共団体は、このような基盤を整えるべく地域社会と連携し、環境保全の意欲の増進や環境教育が体系的かつ継続的に実施されるよう(2)に掲げるような個別の措置を講ずることが求められます。また、こうした措置により地域社会では、積極的に環境保全の意欲の増進や環境教育に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待されます。

### (1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方

地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全、育成し、これと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深めることの重要性を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき施策を進めます。

#### ① 環境保全の意欲の増進、環境教育に関する考え方

##### ア. 国民、民間団体、事業者等との連携

持続可能な社会の構築に向け、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。

##### イ. 自発的な意思の尊重

国民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育を行っています。このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。また、自発性は先進的で独創的な取組の原動力となります。このような自発的な意思を尊重し、施策を進めています。

##### ウ. 適切な役割分担

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に参加する主体はそれぞれ異なる得意分野や他の主体にはできない特色を持っています。それぞれの主体が、対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、いかし合い、足りないところを補い合って、適切な役割分担の下、効果的な環境教育等が行われるよう施策を進めています。

##### エ. 参加と協力

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に関する自発的な取組がより大きな成果を得るためにには、多くの人が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等をいかし、協力していくことが必要です。さらに、幅広い参加と協力を得るためにには、それぞれの活動について情報を発信、共有し、活動の目的や理念に賛同を得る努力を払う必要があります。各主体の幅広い参加と協力が得られるよう交流、情報の発信に関する施策を進めています。

ます。

#### オ.公正性、透明性の確保

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育は、活動の自発性をいかしていくためにも公正性や透明性の確保が不可欠となります。特に、様々な主体が連携していくためには、公正性や透明性は、連携する主体の相互の理解や信頼関係の前提となります。こうした点を踏まえ、施策を進めています。

#### カ.継続的な取組

私たちと環境との関わりは、過去から未来へと続いています。環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育も、息長く取り組んでいくことが重要です。国民、民間団体、事業者等が継続的に環境保全活動等に取り組めるようにするために、人材確保や育成を通じて、又は税制、助成、事業委託等を活用して活動の人的、経済的基盤を充実させることができます。こうした人的、経済的基盤が安定するような環境づくりに取り組みます。

#### キ.自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解

特に人里に近い自然環境は、人の手をかけることによって維持されます。人の手をかけることで自然環境が形づくられることがあります。環境と私たちとの間の生き生きとした関係を回復することにもつながります。地域の豊かな文化を育てていくためにも、身近な自然をはじめとした私たちを取り巻く森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等において自然環境を保全、再生、創出し、また、これを維持管理していくことの重要性を理解するよう施策を進めています。

#### ク.様々な公益への配慮

持続可能な社会の構築に向け、環境保全だけでなく国土の保全や他の公益との調整に留意するとともに、農林水産業やその他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定や福祉の維持向上、地域における環境の保全に関する文化や歴史の継承にも配慮して幅広い視点を持って取り組みます。

### ②環境教育の推進方策に関する考え方

#### ア.環境教育を進める手法の考え方

環境教育については、その目指すところや内容に加え、その効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の考え方に基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

●環境教育の活動を「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること。

●知識や理解を行に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや子どもにとって遊びを通じて学ぶという観点が大切になること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること。

●環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育を着実に進めることができとなるような効果的な仕組みを構築すること

#### イ.環境教育を進めるための施策の考え方

環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組は、相互に連携し合っていくことが大切です。環境教育を推進する施策の効果的な実施のため、様々な場、主体、施策をつないでいくとの考え方に基づいて進めています。

#### ●場をつなぐ

学校、家庭、地域社会、職場、ものづくりやサービス提供等の現場等様々な場で環境教育が提供されることが必要です。それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくよう留意します。また、地域での取組が地域を超えて幅広く共有され、全国に広がって行くという地域発のアプローチを大切にします。

#### ●主体をつなぐ

環境教育には、国民、民間団体、事業者、学校、行政等の様々な主体が関わります。こうした主体がその特徴をいかし、連携、協働しながら活動を展開していきます。

#### ●施策をつなぐ

環境教育の対象は、様々な社会経済活動に関わります。地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動、国際協力等に関する施策の中でも環境教育は取り扱われます。環境教育を他の施策と適切につなぐことにより、効果的、総合的に実施していきます。

#### (2)環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

##### ①学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

###### ア.学校における環境教育

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることができます。このためには、各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成し、総合的な取組を進めること等が大切です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等の間の連携、地域社会等との連携に配慮しながら進めることができます。大切です。

平成14年度から順次実施されている新学習指導要領においては、社会科、理科、家庭科等の各教科等における環境に関する内容を一層充実しています。また、新設された総合的な学習の時間において、環境についての教科横断的・総合的な学習が実践されています。

今後、環境教育において小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達段階に応じて児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ビオトープや学校林等学校が有する施設を活用し、自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。また、国有林、国立公園、国営公園や河川等公的な場、国や地方公共団体が設置、運営している施設を体験活動の場として活用できるようにするほか、関係府省は、修学旅行等における環境教育の実施に役立てるため、自然学校のプログラムへの参加、農林水産業体験、事業者等の施設への社会科見学等に関するデータベースを整備し、情報提供を行います。

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。このため、環境教育に関するモデル校や環境教育に取り組むモデル地域を指定するとともに、その成果を広く普及するための全国規模の実践発表大会を開催します。また、学校における環境教育の実施状況、教育内容、方法等についての調査研究等の施策を総合的に推進し、学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。さらに、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。既存学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めています。また、太陽光発電や燃料電池等の導入を支援し、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。これらの取組において、学校周辺の住民が参加して温室効果ガスの排出、水の使用、廃棄物の排出といった環境負荷の低減を通じて、児童生徒と住民の双方に学習効果を与えることも期待されます。

###### イ.学校の教職員の資質の向上

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。

このため、関係府省が連携して、環境教育に取り組もうとする教職員を対象に、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと一緒に受講できる研修等を実施します。その実施に際しては、地域との連携を図るとともに、環境に関する専門家を研修の講師として活用します。

また、学習指導要領の解説や環境教育について解説した資料の活用、環境教育の実践例等を紹介した指導資料の作成、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供を通じて、教員の指導力の向上を図るために、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要です。

教職員は、自主的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。また、学校だけでなく地域の環境保全活動へ積極的に参加することが期待されています。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じていきます。

###### ウ.社会等幅広い場における環境教育の推進

地域社会における環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めていくことが大切です。また、完全学校週5日制の実施に伴い、家庭や地域社会における多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが求められています。昔から地域に住んでいる人々や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかすことも大切です。また、地域ごとの取組と平行して、地球温暖化等の地球規模の問題については、全国的に取り組んでいくことも重要です。

政府としては、学ぶことや調べることに加え、遊びの機会づくりを進めて、地域社会に